

大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）第6条第5項の規定により，大規模小売店舗内の店舗面積の合計を法第3条第1項の基準面積以下とする旨の届出がありましたので，法第6条第6項の規定に基づき，次のとおり当該届出の概要を公告します。

平成20年2月5日

京都市長 榎 本 頼 兼

1 届出者の氏名及び住所

近畿日本鉄道株式会社

取締役社長 小林 哲也

大阪市天王寺区上本町6丁目1-55

2 届出の概要

（1）大規模小売店舗の名称及び所在地

京都駅高架下店舗（近鉄名店街）

京都市南区西九条院町7-2

（2）大規模小売店舗内の店舗面積の合計が基準面積（1,000㎡）以下となる日

平成20年9月30日

3 届出年月日

平成20年1月22日

（産業観光局商工部商業振興課）